書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８６号
東京都渋谷区神宮前５丁目21番３号
清算株式会社　株式会社Ｌｙｃｋａ
代表清算人　谷井　秀夫
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ＯＮＥエネルギー株式会社
代表清算人　池谷　桂一
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１５号
愛知県長久手市武蔵塚630番地
清算株式会社　株式会社ＷＩＳＥ
代表清算人　鈴木　康彰
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１０１６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目16番地
清算株式会社　株式会社モダンガーデン
代表清算人　鈴木　貴美
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ライフェンリッチ
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００８号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
札幌市中央区北７条西27丁目３番17号
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基
１　決定年月日　令和７年12月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
⑴　本協定において、別紙１の表に記載の債権者を協定債権者とする。
⑵　本協定において、別紙２の表に記載の債権者を劣後債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　劣後債権の免除
各劣後債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各劣後債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項及び第３項記載の協定債権及び劣後債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項及び第３項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
札幌地方裁判所民事第４部